

特定非営利活動法人日本ビジネス航空協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人日本ビジネス航空協会（英文名The Japan Business Aviation Association（略称：JBAA）、以下「本協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区大手町一丁目4番2号に置く。

(目的)

第3条 本協会は、ビジネス航空が有する公益性、利便性を広く我が国の一般国民に対し、その理解と知識を深めるための普及活動を行う。

国際的なビジネス航空機構の一員として、世界の同種団体との緊密なる国際協力体制のもと、ビジネス航空の更なる安全且つ円滑な運航のため、我が国の一層の行政改革と規制緩和を求める提言活動を行い、一般市民がビジネス航空を有効活用することにより、もって我が国の経済発展、並びに、一般市民への生活向上をもたらす社会貢献に資する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 調査・研究事業

①国際的ビジネス航空機構の一員として、世界の同種団体との緊密なる連携、協調に基づく、安全性及び円滑なる運航に関する各種調査・研究活動。

②ビジネス航空による緊急医療、災害救援活動に関する研究及び調査。

③ ビジネス航空の発展による経済効果、及び一般市民の生活向上をもたらす社会貢献のための調査・研究。

(2) 普及啓発事業

① ビジネス航空に関する刊行物の発行、講演会、視察、旅行等の企画及び実施。

②ビジネス航空に係わる国際刊行物、運航・技術専門誌の翻訳と発行。

(3) ビジネス航空の運航支援等事業

ビジネス航空の運航ノウハウ等の提供による運航支援、広報及び普及活動に係わる各種受託の実施。

(4) 提言活動

ビジネス航空の需要動向、要望事項等の調査・研究に基づく、行政改革と規制緩和を求めるための提言活動。

第2章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員：本協会の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員：本協会の事業を賛助するため入会した団体及び個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は前2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会をすることができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基き除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 本協会の定款に違反する行為があったとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(権利の喪失)

第13条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費、その他本協会の資産又は財産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事5名以上20名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、4名以内を常務理事とする。

(選任等)

第15条 理事は総会において選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は理事会において選任する。

3 監事は総会において選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。

6 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない

(職務)

第16条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は副会長を補佐し、本協会の業務を統括するものとする。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会並びに理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。又は理事会の開催を請求すること。

(役員任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本条第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

第20条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長等)

第21条 本協会に名誉会長、名誉副会長並びに名誉顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長、名誉副会長並びに名誉顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長、名誉副会長並びに名誉顧問は会長の諮問に応じて、本協会の業務執行上、重要な事項に関して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種別)

第22条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 解散における残余財産の帰属
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール、ファックスにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は会長が議長となる。ただし、第25条第2項第1号の規定による臨時総会にあっては、会長はその総会における議長を理事に委嘱することができる。

(総会の定足数、議決)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会し、議決することができない。

3 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合にはこの限りではない。

4 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事会の同意を得て議長の決するところによる。

(総会の書面表決)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その正会員は第28条第2項、4項及び第30条の適用については総会に出席したものとみなす。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の種別及び開催)

第33条 本協会の理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から又は第16条第5項第5号の規定により監事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール、ファックスをもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。
- ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、理事会への諮問機関として専門委員会を置くことができる。

- (1) 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める
- (2) 専門委員会の委員長は、理事会の同意を得、会長が委嘱する。

第6章 資産

(構成)

第40条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第41条 本協会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第42条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第43条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第44条 本協会の会計は、次のとおりとする。

特定非営利活動に係わる事業会計

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

(残余財産の帰属)

第54条 本協会の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときには残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第57条 本協会に、本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、本協会成立の日から施行する。
2. 本協会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本協会の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、本協会の設立の日から平成16年5月31日までとする。
4. 本協会の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、本協会の設立の日から平成16年3月31日までとする。
5. 本協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本協会の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 団体 50,000 円 個人30,000 円

賛助会員 団体 30,000 円 個人10,000 円

(2) 年会費 正会員 団体120,000 円 個人20,000 円

賛助会員 団体 50,000 円 個人10,000 円

(別表)

会長	橋 爪 孝 之
副会長	石 岡 達 郎
常務理事	岩 田 敏 夫
理事	金 井 大 悟
理事	丹 羽 正 量
理事	矢 後 三 雄
理事	福 富 英 行
理事	東 山 浩 司
理事	花 井 敏 明
理事	早 川 良 一
理事	坪 井 義 雄
理事	石 橋 健 二
監事	前 田 敬 一 郎